

第27回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

- ・ 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・ 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- ・ 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
ナノキャリア株式会社

当社は、第27回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち上記事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.nanocarrier.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令順守の基本姿勢を明確にし、全役職員を対象とした行動指針として「NC企業倫理規準」を定め、それを全役職員に周知徹底する。
また、定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監視をより一層強化することとする。
- ② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応する。また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求める。
- ③ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を確保する。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の保存・管理
取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、文書保存管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に情報を保存し、管理する。
- ② 情報の閲覧
取締役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織横断的なリスクについては社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理マニュアル」等を制定し、同マニュアル等に基づくリスク管理体制を構築するものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、敏速な対応を行うとともに、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、組織規程別表・職務分掌表、同・職務権限一覧表、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ③ 取締役職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。
また、常勤の監査等委員の選任にあたっては、当社業務に精通した人物を選任し、常時 取締役の職務執行について監視することとする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は「子会社管理規程」を制定し、子会社の管理方法及び子会社における権限と責任を明確にし、子会社の業務執行体制の整備に関する指導・支援を行うものとする。
- ② 当社は、子会社の重要な意思決定は当社の事前承認を得た上で行うよう定めるとともに、子会社に職務執行及び事業状況を定期的に報告させるものとする。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人等を置くことを求めた場合における当該使用人等に関する事項、当該使用人等の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査等委員会の業務補助のため、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人等（以下「補助使用人等」という。）を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査等委員会スタッフを置くこととする。補助使用人等に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査等委員会に帰属するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の使用人は、補助使用人等に対し指揮命令権限を有しない。また、補助使用人等の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査等委員会の同意を必要とし、補助使用人等である使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先するものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等に関する事項及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。また、前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ② 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその報告を求めることができることとする。
- ③ 内部通報制度（ヘルプライン）に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。
- ④ 当社は前各項に従い監査等委員会への報告を行った当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止する。
- ⑤ 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求が当該監査等委員の職務執行に必要なものでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、当社におけるコンプライアンス体制の基礎となる「NC 企業倫理基準」において、法令及び企業倫理の遵守を掲げ、役職員への周知を図るため、社内イントラネット上で常時閲覧可能な状態にしており、入社時の研修等において適宜説明を行っております。

また、内部通報に関する規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るための相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため危機管理規程を制定し、危機管理委員会を中心に危機管理の適切な遂行を図る体制を整えております。

また、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては取締役会で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。組織的なリスク管理体制を強化するため、当期はビジネス、戦略、研究開発、ファイナンス、ガバナンス、コンプライアンス、環境、情報システム、労務に関するリスクの可視化を進め、モニタリングする体制を整備しました。

③ 取締役の職務執行

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、社外取締役を選任し、当社取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。当期は全取締役へのアンケートを通じ、取締役会の実効性評価を行い、取締役会の構成・運営・議題等に関して、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認いたしました。

④ 内部監査の実施

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社全部門及び子会社の内部監査を実施し、各部門の監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に対し報告を行っており、当期は予算管理体制の適正性につき監査を実施しました。

⑤ 監査等委員の職務執行及び監査等委員会監査の実効性確保

監査等委員会は3名で構成されており、このうち2名が社外取締役であります。監査等委員は監査等委員会において定めた監査方針・監査計画に基づき監査を行い、月に1回監査等委員会を開催し、社外取締役でない監査等委員からの会社の状況に関する報告及び監査等委員相互による意見交換を行っております。

また、取締役会及び重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保を図っております。

この他、会計監査人及び内部監査室との情報交換及び、常勤取締役と定期的な面談を行っております。

なお、必要に応じて監査等委員会スタッフを置くこととしておりますが、現在当該スタッフはおりません。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	347,832	9,950,079	△ 4,717,472	△ 27	5,580,413
当連結会計年度変動額					
新株の発行	19,150	19,150			38,301
資本金から剰余金への振替	△247,832	247,832			-
欠損補填		△4,717,472	4,717,472		-
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 1,310,976		△ 1,310,976
連結範囲の変動			△ 60,528		△ 60,528
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	△228,681	△4,450,488	3,345,967	△ 0	△ 1,333,203
当連結会計年度末残高	119,150	5,499,591	△ 1,371,505	△ 27	4,247,209

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△ 43,955	△ 43,955	30,415	5,566,873
当連結会計年度変動額				
新株の発行				38,301
資本金から剰余金への振替				-
欠損補填				-
親会社株主に帰属する当期純損失				△ 1,310,976
連結範囲の変動				△ 60,528
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	48,135	48,135	△ 28,362	19,772
当連結会計年度変動額合計	48,135	48,135	△ 28,362	△ 1,313,430
当連結会計年度末残高	4,180	4,180	2,052	4,253,443

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社PrimRNA
連結の範囲の変更	

当連結会計年度において、当社グループの医薬品事業における同社の重要性が高まったことに伴い、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	1社
非連結子会社の名称	Nanocarrier US, LLC
連結の範囲から除いた理由	

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の数	1社
持分法を適用しない非連結子会社の名称	Nanocarrier US, LLC
持分法を適用しない理由	

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

□. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～18年

機械装置 3～8年

無形固定資産 定額法を採用しております。

自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

実施許諾権については出願に基づく産業財産権の効力を失う期間（8年）に基づいております。

③ 収益及び費用の計上基準

イ. 商品及び原材料等の販売に係る収益

これらの販売については、商品等の引渡時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

□. 共同開発契約に係る収益

共同開発契約に係る収益は、プロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は研究開発計画の開始時から完了予定時までの総見積期間に対する各報告期間の末日までの経過期間の割合に基づき算定しております。

ハ. ライセンス収入に係る収益

契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その達成時点若しくは発生時点、又は履行義務の充足時点のいずれか遅い時点に収益を認識しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費 新株予約権発行費は支出時に全額費用処理しております。

社債発行費 社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

⑤ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 投資有価証券の減損

① 連結計算書類に計上した金額

投資有価証券のうち、非上場株式 129,215千円

② 見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

市場価格のない株式等は、取得価額をもって連結貸借対照表価額としておりますが、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損処理を行い、回収可能性が十分と見積られる場合には、減損処理を行わないこととしております。予測できない市場環境の変化により個々の投資先の財政状態や業績が悪化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における投資有価証券の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	70,011,258株	140,300株	－株	70,151,558株

(注) 発行済株式総数の増加は、譲渡制限付株式の新規発行による増加140,300株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	4,826株	6,601株	－株	11,427株

(注) 自己株式数の増加は、譲渡制限付株式保有者の退職に伴う取得による増加6,600株及び単元未満株式の買取による増加1株であります。

(3) 新株予約権等に関する事項

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末	
第15回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第19回新株予約権	普通株式	9,740,200	—	9,740,200	—	—
第5回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	3,733,766	—	3,733,766	—	—
第6回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	—	7,200,754	—	7,200,754	—
第20回新株予約権	普通株式	—	10,264,200	—	10,264,200	2,052
合 計	—	13,473,966	17,464,954	13,473,966	17,464,954	2,052

- (注) 1. 第15回新株予約権は、権利行使期間の満了に伴い失効しております。
2. 第19回新株予約権の減少は、期中において買取及び消却を行ったことによるものであります。
3. 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第20回新株予約権の発行に係る払込みに出資されたこと（リファイナンス）に伴う消滅によるものであります。
4. 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第20回新株予約権の増加は、期中において第三者割当による発行をしたことによるものであります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして、主に増資等により必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金については、預金又は元本維持を原則とした安全かつ流動性の高い金融商品等に限定して運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。債権管理規程に従い、相手先の信用状況を確認した上で取引を行うこととし、取引開始後は、管理部門が回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券のうち株式については、発行体等の信用リスクに晒されております。定期的に発行体の財務状況等の把握に努めております。

敷金及び保証金は不動産賃貸借契約によるものであります。残高管理を行い、リスク低減を図ることとしております。

営業債務である買掛金及び未払金については、ほぼ全てが3ヵ月以内の支払期日であります。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券のうち合同運用金銭信託については、発行体等の信用リスクに晒されておりますが、格付が高く短期で決済されるため、リスクは僅少と考えております。

投資有価証券のうち株式の一部については外貨建てであるため、為替の変動リスクに晒されており、一部については上場株式であるため市場価額の変動リスクに晒されており、又発行体等の信用リスクにも晒されております。定期的に発行体の財務状況等の把握に努めております。

有価証券及び投資有価証券のうち債券については、発行体等の信用リスクに晒されておりますが、格付の高い債券のみを対象としているため、リスクは僅少と考えております。債券の一部は外貨建てであるため為替の変動リスクに晒されておりますが、短期で償還されるためリスクは僅少と考えております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

④ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち78.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注）2を参照ください。）又、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、及び「未払金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 有価証券及び投資有価証券	2,389,031	2,388,685	△346
② 敷金及び保証金	206,553	205,360	△1,193
資産計	2,595,585	2,594,046	△1,539
① 長期預り保証金	22,444	22,474	30
② 転換社債型新株予約権付社債	1,108,916	1,110,499	1,582
負債計	1,131,360	1,132,973	1,613

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

債券については、取引金融機関から提示された価格をもって時価としており、市場の活発性に基きレベル2の時価に分類しております。

合同運用金銭信託については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額を時価としております。

国内上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローと、返還までの見積期間及び国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金は、その将来キャッシュ・フローと、賃借人の退去による返還までの見積期間及び国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、その将来キャッシュ・フローと、償還期限までの見積期間及び国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	129,215
関係会社株式	0

これらについては、「① 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
① 現金及び預金	2,811,624	—	—	—
② 受取手形	8,470	—	—	—
③ 売掛金	27,500	—	—	—
④ 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券 (社債)	—	—	10,000	—
その他有価証券のうち満期 があるもの (金銭信託)	1,500,000	—	—	—
その他有価証券のうち満 期があるもの (社債)	132,079	490,952	—	—
⑤ 敷金及び保証金	—	190,000	—	—

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
商品及び原材料等の販売	121,857
共同開発契約	80,332
顧客との契約から生じる収益	202,189
その他収益	—
外部顧客への売上高	202,189

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) ③ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (期首) 2022年4月1日	当連結会計年度 (期末) 2023年3月31日
顧客との契約から生じた契約資産	56,162	35,970
顧客との契約から生じた契約負債	54,115	—

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。又、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 60円61銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失金額 | 18円70銭 |

8. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。
当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失（千円）
神奈川県川崎市	研究施設拡張工事費用	建物及び構築物	6,192
神奈川県川崎市	研究用設備等	機械装置	505
神奈川県川崎市	研究用備品	その他	214

当社グループは事業用資産につき、全体で1つの資産グループとしております。

当社グループは創薬の研究開発段階にあることから継続して営業損失を計上しており、かつ、割引前将来キャッシュ・フローの見積り総額が帳簿価額を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、コスト・アプローチによる合理的な見積りに基づき評価しております。

(2) ストック・オプションに関する注記

- | | |
|---------------------------|----------|
| ①権利不行使による失効により利益として計上した金額 | |
| 新株予約権戻入益 | 27,493千円 |

② スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

イ. スtock・オプションの内容

第 1 5 回 新 株 予 約 権	
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名 当社の監査役 3名 当社の従業員 44名 社外協力者 1名
スtock・オプションの数(*)	普通株式 2,063,000株
付 与 日	2015年10月30日
権 利 確 定 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、発行会社が下記ア乃至ウに掲げる条件（マイルストーン条項）を達成した場合に限り、各新株予約権者が当初割当てられた本新株予約権の数（以下、「当初割当数」という）に、ア乃至ウに規定する割合を乗じた数の本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ア 発行会社が2015年5月14日に開示した「2015年3月期決算短信（非連結）1. 経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NK105」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40% イ 発行会社が2015年5月14日に開示した「2015年3月期決算短信（非連結）1. 経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、承認申請を行った場合。当初割当数の20% ウ 発行会社が2015年5月14日に開示した「2015年3月期決算短信（非連結）1. 経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40% <p>ア乃至ウのマイルストーンの全てを達成した場合に、残余の本新株予約権がある場合は、当該本新株予約権を全て行使することができる。</p> <p>当社は、各マイルストーン条項が達成された場合には、新株予約権者に対しその旨及び行使開始日を通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
対 象 勤 務 期 間	対象の定めはありません。
権 利 行 使 期 間	2015年11月2日から2022年10月31日まで

ロ. ストック・オプションの規模及び変動状況

i. ストック・オプションの数

	第15回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	2,061,000
付与	—
失効	2,061,000
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

ii. 単価情報

	第15回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,140
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	13.3

③ 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

④ ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(3) 事前交付型譲渡制限付株式報酬に関する注記

事前交付型譲渡制限付株式報酬に関する事項は、次のとおりであります。

① 費用計上額及び科目

(単位：千円)

	当連結会計年度
販売費及び一般管理費（株式報酬費用）	24,643
販売費及び一般管理費（研究開発費）	2,445

② 事前交付型譲渡制限付株式の内容、規模及びその変動状況

イ. 事前交付型譲渡制限付株式の内容

	2020年事前交付型譲渡制限付株式	2021年事前交付型譲渡制限付株式
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名 当社の従業員 22名	当社の取締役 5名 当社の従業員 17名
付与された株式数	普通株式 37,500株	普通株式 129,100株
付与日	2020年7月17日	2021年8月20日
権利確定条件	当社は、対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が、本割当契約に定める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する時期及び数を必要に応じて合理的に調整するものとする。	当社は、対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が、本割当契約に定める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する時期及び数を必要に応じて合理的に調整するものとする。
対象勤務期間	2020年7月22日から2023年7月21日まで	2021年8月20日から2024年8月19日まで

2022年事前交付型譲渡制限付株式	
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名 当社の従業員 15名
付与された株式数	普通株式 140,300株
付与日	2022年8月12日
権利確定条件	当社は、対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が、本割当契約に定める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する時期及び数を必要に応じて合理的に調整するものとする。
対象勤務期間	2022年8月12日から2025年8月11日まで

□. 事前交付型譲渡制限付株式の規模及び変動状況

i. 事前交付型譲渡制限付株式の数

	2020年事前交付型 譲渡制限付株式	2021年事前交付型 譲渡制限付株式	2022年事前交付型 譲渡制限付株式
権利確定前（株）			
前事業年度末	31,500	128,300	—
付与	—	—	140,300
没収	—	2,700	3,900
権利確定	—	—	—
未確定残	31,500	125,600	136,400

ii. 単価情報

	2020年事前交付型 譲渡制限付株式	2021年事前交付型 譲渡制限付株式	2022年事前交付型 譲渡制限付株式
付与日における公正な 評価単価（円）	603	292	273

③ 当連結会計年度に付与された事前交付型譲渡制限付株式の公正な評価単価の見積方法

割当先に対する本新株発行の発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値273円といたしました。本新株発行に係る発行価額は、割当先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

④ 事前交付型譲渡制限付株式の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の没収数の合理的な見積りは困難であるため、実績の没収数のみ反映させる方法を採用しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

第三者割当による第21回新株予約権の募集

当社は、2023年5月26日開催の取締役会において、第三者割当による第21回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議いたしました。

本新株予約権の概要

(1) 割当日	2023年6月12日
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
(3) 発行新株予約権数	47,170個
(4) 発行価額	総額13,679,300円（新株予約権1個につき290円）
(5) 当該発行による潜在株式数	4,717,000株（新株予約権1個につき100株）
(6) 資金調達の額	1,013,683,300円 （内訳）本新株予約権発行による調達額：13,679,300円 本新株予約権行使による調達額：1,000,004,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額の総額 1,003,683,300円
(7) 資本組入額	会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未 満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
(8) 行使価額	212円
(9) 募集の方法	第三者割当の方法による
(10) 割当先	株式会社IPガイア 23,585個 アクセリード株式会社 23,585個
(11) 申込期間	2023年6月12日
(12) 行使期間	2023年6月13日から2033年6月12日まで
(13) 資金の使途	mRNA医薬品開発の推進

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	347,832	9,950,079	-	9,950,079	△ 4,717,472	△ 4,717,472	△ 27	5,580,413
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	19,150	19,150	-	19,150				38,301
資本金から剰余金 への振替	△ 247,832		247,832	247,832				-
準備金から剰余金 への振替		△ 4,469,639	4,469,639	-				-
欠 損 補 填			△ 4,717,472	△ 4,717,472	4,717,472	4,717,472		-
当 期 純 損 失					△ 1,202,287	△ 1,202,287		△ 1,202,287
自己株式の取得							△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	△ 228,681	△ 4,450,488	-	△ 4,450,488	3,515,185	3,515,185	△ 0	△ 1,163,985
当 期 末 残 高	119,150	5,499,591	-	5,499,591	△ 1,202,287	△ 1,202,287	△ 27	4,416,427

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△ 43,955	△ 43,955	30,415	5,566,873
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				38,301
資本金から剰余金 への振替				-
準備金から剰余金 への振替				-
欠 損 補 填				-
当 期 純 損 失				△ 1,202,287
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	48,135	48,135	△ 28,362	19,772
当期変動額合計	48,135	48,135	△ 28,362	△ 1,144,212
当 期 末 残 高	4,180	4,180	2,052	4,422,661

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

構築物 10年

機械及び装置 3～8年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

実施許諾権については出願に基づく産業財産権の効力を失う期間（8年）に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

① 商品及び原材料等の販売に係る収益

これらの販売については、商品等の引渡時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

② 共同開発契約に係る収益

共同開発契約に係る収益は、プロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は研究開発計画の開始時から完了予定時までの総見積期間に対する各報告期間の末日までの経過期間の割合に基づき算定しております。

- ③ ライセンス収入に係る収益
 契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その達成時点若しくは発生時点、または履行義務の充足時点のいずれか遅い時点に収益を認識しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 繰延資産の処理方法
- | | |
|----------|----------------------------|
| 株式交付費 | 株式交付費は支出時に全額費用処理しております。 |
| 新株予約権発行費 | 新株予約権発行費は支出時に全額費用処理しております。 |
| 社債発行費 | 社債発行費は支出時に全額費用処理しております。 |
- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

投資有価証券の減損

① 計算書類に計上した金額

投資有価証券のうち、非上場株式 129,215千円

② 見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

市場価格のない株式等は、取得価額をもって貸借対照表価額としておりますが、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損処理を行い、回収可能性が十分と見積もられる場合には、減損処理を行わないこととしております。予測できない市場環境の変化により個々の投資先の財政状態や業績が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類における投資有価証券の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 保証債務

関係会社の金銭債務に対し、連帯保証を行っております。

株式会社PrimRNA 22,228千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 3,059千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数
普通株式 11,427株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	5,830,045千円
税務上の繰延資産	13,423
投資有価証券評価損	293,952
減価償却超過額	15,239
その他	9,466
繰延税金資産小計	6,162,127
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△5,830,045
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△332,082
評価性引当額小計	△6,162,127
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,488千円
繰延税金負債合計	△9,488
繰延税金負債純額	△9,488

6. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	松村 淳	—	当社取締役 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役社長CEO	転換社債型新株予約権付社債の償還	1,150,000	転換社債型新株予約権付社債	1,108,916
				転換社債型新株予約権付社債の発行	1,108,916		
				新株予約権の買取	2,922	新株予約権	2,052
				新株予約権の発行	2,052		
役員	飯野 智	—	当社取締役 株式会社ARCALIS代表取締役	研究所施設の賃貸借に伴う賃料	49,377	—	—
				上記契約に基づく保証金	—	長期預り保証金	22,444

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行は、株式会社ウィズ・パートナーズの組成するTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合に割り当てた取引であります。本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、基準株価（発行決議日の前取引日の直近1ヶ月間の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の普通取引の終値平均）の170.1円を参考に当社のこれまでの業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上でディスカウント率を約10%（9.47%）とし、決定いたしました。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正を期すため、独立した第三者機関であるプルータス・コンサルティングに対して価値算定を依頼し、同社の算定した公正価値を基準として決定いたしました。

2. 株式会社ARCALISとの賃料等の支払については、当社とオーナーとの取引条件を基準とした一般的な取引条件で行っており、同社との協議により決定いたしました。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 63円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失金額 | 17円15銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の発行)

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。